

半田市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設 置)

第1条 半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、これを推進するにあたり、広く有識者から意見を聴取することを目的として、半田市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言、指導等を行うものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組 織)

第3条 有識者会議は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和13年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、委員長の職務を代理する。

(会 議)

第6条 有識者会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。